

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成29年6月30日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) やまや盛岡本宮店シュープラザ盛岡本宮店複合店舗 盛岡市本宮三丁目18番3 ほか2筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 大和ハウス工業株式会社
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社やまや及び株式会社チヨダ
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年2月23日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,282平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 42台
 - イ 出入口 5箇所
- (7) 駐輪場の収容台数 10台
- (8) 荷さばき施設の面積 60平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 8.1立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社やまや
 - (ア) 開店時刻 午前9時
 - (イ) 閉店時刻 午後9時
 - イ 株式会社チヨダ
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後8時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 酒のやまや棟西側 午前8時から午後10時まで
 - イ シュープラザ棟東側 午前9時から午後5時まで

2 届出年月日 平成29年6月22日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所